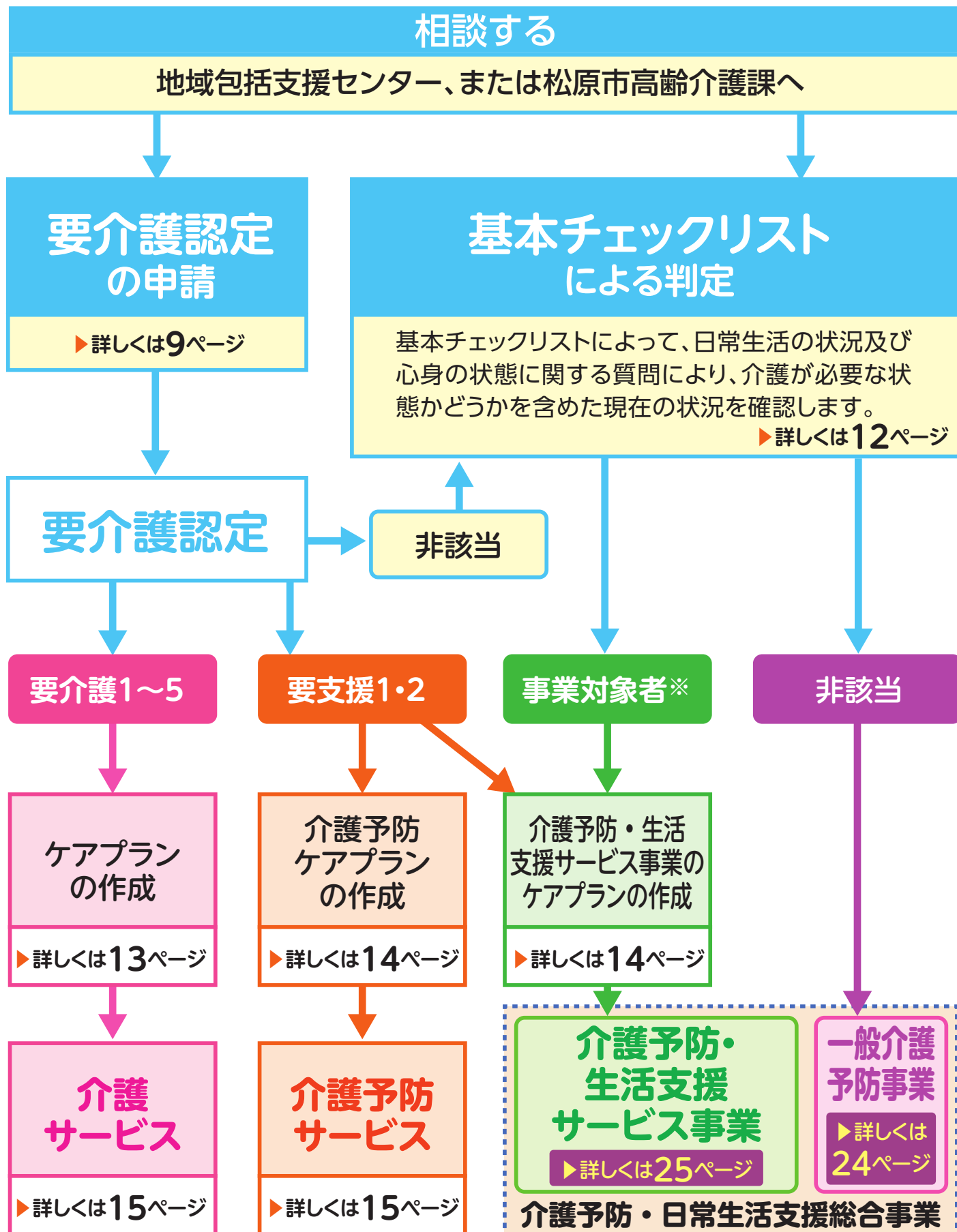


サービスを利用するには

介護サービスを利用したい、または介護予防に取り組みたいといった場合は、まずは地域包括支援センターまたは松原市高齢介護課へご相談ください。

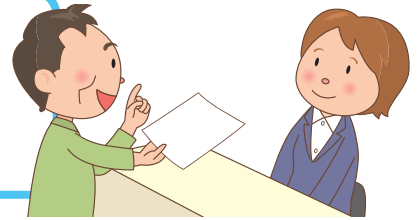


※日常生活機能が低下していると判定され、介護予防・生活支援サービスを利用できる方のこと。



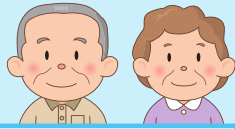
要介護認定の申請

松原市高齢介護課などの窓口で申請します。
申請する方は、本人または家族などでも可能です。



しくみ

65歳以上の方



申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険証

医療保険に加入している

40～64歳の方



申請に必要なもの

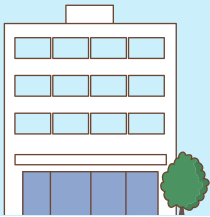
- 要介護・要支援認定申請書
- 加入している医療保険の被保険者証

保険料

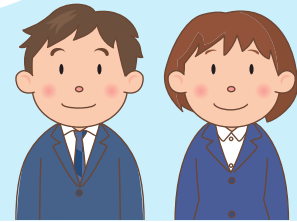
申請書は松原市高齢介護課などの窓口にある他、松原市のホームページでもダウンロードできます。
申請書には主治医の情報(病院名など)を記入する欄があります。
あらかじめ主治医の氏名・病院名・連絡先などを確認しておきましょう。
主治医がない場合は、地域包括支援センターなどで医師の紹介を受けて、受診します。



松原市高齢介護課などの 担当窓口へ申請



- ※自分や家族が申請できない場合は、居宅介護支援事業所や介護保険施設、地域包括支援センターなどに代行してもらうことができます。
- ※申請は郵送でも可能です。



申請

利用

知っておきたい
介護保険

Q&A

Q

自分や家族で申請できない場合は？

▶▶A

申請の代行をしてもらうことができます。

地域包括支援センター※や法令で定められた居宅介護支援事業所、または介護保険施設などへご相談ください。

※パンフレット32ページ参照



地域支援事業

主治医ってどんな人？

かかりつけのお医者さんなど、本人の心身の状態をよく知る医師のことです。また、介護が必要な状態になる要因となった病気の治療をしている医師などのことをいいます。



居宅介護支援事業所ってなに？

ケアマネジャーを配置して、サービス提供事業者との連絡や調整を行う、市区町村の指定を受けた事業所です。



費用



要介護認定

訪問調査で作成された調査票と主治医の意見書などをもとに介護が必要かどうかを判断するための審査・判定が行われます。



訪問調査

調査員が自宅などを訪問し、全国共通の調査票をもとに本人や家族から聞き取り調査を行います。



主治医の意見書

主治医が心身の状態について意見書を作成します。

※申請後に松原市から依頼します。



一次判定

調査票と主治医の意見書の結果をコンピューターに入力して一次判定を行います。



訪問調査ではこのようなことを聞かれます

- 麻痺等の有無
- 徘徊
- 寝返り
- 感情が不安定
- 座位保持
- 昼夜逆転
- 歩行
- 聴力
- 移動
- 買い物
- 片足での立位
- 薬の内服
- 短期記憶
- 拘縮の有無
- 排尿
- 起き上がり
- 食事摂取
- 両足での立位保持
- 衣服着脱
- 移乗
- 金銭の管理
- 立ち上がり
- 日常の意思決定
- 洗身
- 整髪
- えん下
- つめ切り
- 排便
- 洗顔
- 収集癖
- 視力
- 外出頻度
- 意思の伝達
- 簡単な調理
- 理解
- など

二次判定

一次判定の結果や主治医の意見書などをもとに介護認定審査会が総合的に審査・判定します。



知っておきたい
介護保険

Q&A

Q 適切な認定結果が出るかどうか心配です

A 調査の際は、自分の状態を正しく伝えましょう。

要介護認定では、訪問調査の結果が重要な判定基準になります。意識して普段と違う振る舞いをしてしまうと、適切な認定結果を得られない場合があります。調査を受けるときは、ありのままの状態を調査員にみてもらうことが大切です。ぜひ状態をよく知っている家族などに立ち会ってもらいましょう。





認定結果の通知

松原市が認定します。原則として、申請から30日以内に、認定結果通知書と介護保険証が届きます。また、新規申請の場合のみ負担割合証が同封されます。

※延期が見込まれる場合は延期理由を付して「延期通知」が送付されます。
 ※更新申請の場合、有効期限を超える時のみ「延期通知」が送付されます。



確認しましょう

要介護状態区分

認定区分によって、利用できるサービスが異なります。

支給限度額

認定区分ごとの利用限度額です。(27ページ参照)

認定の有効期間

新規認定は原則6ヵ月、更新は原則12ヵ月です。

要介護状態区分

利用できるサービス

要介護1～5

介護サービス

サービス利用までの流れ
 ……………13ページ
 サービスを選ぶ ……15ページ

要支援1・2

介護予防サービス

サービス利用までの流れ
 ……………14ページ
 サービスを選ぶ ……15ページ

非該当

介護予防・日常生活支援総合事業

事業利用までの流れ
 ……14ページ

介護予防・生活支援サービス事業

……………25ページ

一般介護予防事業……………24ページ

認定結果に納得できない場合は、まずは松原市高齢介護課に相談しましょう。

しくみ

保険料

申請

利用

地域支援事業

費用



基本チェックリストによる判定

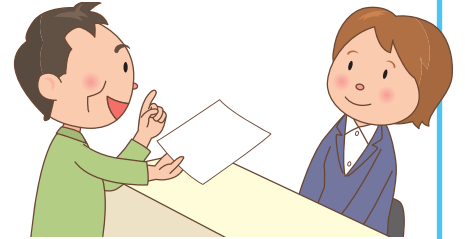
介護予防・生活支援サービスを利用するには、要介護認定で要支援認定を受けるか、または基本チェックリストによる判定を受ける必要があります。要介護認定で非該当の場合でも、基本チェックリストによる判定によって、事業対象者と認定された場合に、介護予防・生活支援サービスを利用することができます。

窓口へ

お住まいの地域を担当する地域包括支援センター(32ページ参照)、または松原市高齢介護課の窓口で基本チェックリストを受け取ります。

対象者 ▶ **65歳以上の方**

窓口で必要なもの ▶ **介護保険証**



基本チェックリストを受ける

基本チェックリストに記入された質問項目について、窓口で聞きとりをするので答えてもらいます。

基本チェックリストってなに？

- 日常生活の状況および心身の状態に関する質問により、
- 介護が必要な状態かどうかを含めた現在の状態を確認するものです。

基本
チェック
リスト

判定

窓口で職員が基本チェックリストを確認し、介護予防や生活支援が必要な方(事業対象者)かどうかを判定します。



判定結果

事業対象者

非該当

介護予防・日常生活
支援総合事業

事業利用までの流れ

.....**14ページ**

介護予防・生活支援サービス事業...**25ページ**

一般介護予防事業**24ページ**